

豊見城市教育・保育施設等における
感染症予防ガイドライン
(新型コロナウイルス感染症)



豊見城市

令和2年8月

目 次

本ガイドラインについて P1

感染症対策に関する基本的な考え方 P2

I 園運営編.....

1 感染症予防策の徹底	P3
2 教育・保育活動上の留意点	P3
3 登園の判断について	P5
4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処	P5
5 年間行事計画等の見直し	P6
6 保育士等の健康管理	P6
7 保育士等の勤務・服務	P6

II 登園自粛及び臨時休業編.....

1 園児及び保育士等の感染が疑われる症状がある場合	P7
2 園児・保育士等及び保護者（同居家族含む）に濃厚接触者の疑いがある場合	P7
3 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合含む）	P8
4 感染者が出了た場合	P8

III 資料編

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、厚生労働省より発出された「保育所等における感染症ガイドライン（2018年）」「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第六報）（令和2年6月16日現在）」等を踏まえ、豊見城市として、教育・保育運営上取るべき集団感染症リスクを低減するための指針を示すものです。

なお、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので留意ください。

感染症対策に関する基本的な考え方

園内における教育・保育活動において、以下の4つの対策を講じることが必要である。

1. 手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策の徹底
2. 園医（嘱託医）等と連携した園内保健管理体制の整備
3. 日頃の連絡体制の確認をしておくこと
4. 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを回避。

①換気の悪い密閉空間 (密閉)

②多くの人が密集 (密集)

③近距離での会話や発声 (密接)

また、地域における集団発生の発生状況や市内及び近隣地域の患者の発生状況等によっては、市内的一部地域若しくは全ての園において登園自粛又は休業措置を行う場合がある。

I 園運営編

1 感染症予防策の徹底

(1) 園児（保育士・保育教諭が支援）

- ア 登園時・午睡前に検温を行い記録する。
 - イ 入室前にアルコール消毒やエアー除菌器等（以下「消毒液」という。）で手指消毒を行い、活動内でうがい・手洗いを適宜行う。
 - ウ 発熱や風邪症状がみられる場合は、保護者が家庭で健康状態の確認をし、園児の登園を控えてもらう。
 - エ 園児に熱がなくても体調不良がみられる場合は、健康観察を行い、保護者に連絡し可能な限り迎えをお願いする。その際他児との接触を避けるよう、別室で待機させる等配慮する。
- ※発熱の判断をする際は、平熱に個人差があることについて留意する。

(2) 保育士等

- ア 出勤前に検温を行い記録する。
- イ 手洗い、咳エチケット（マスクの着用）を行う。
- ウ 園内活動では密閉を避け、定期的に換気を行う。
- エ 遊具や用具・床等を定期的に消毒する。
- オ 園長は、職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある保育士等には無理な出勤を避けるよう促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させる等適切な措置を講じる。

(3) 園内環境

- ア 園舎入り口に消毒液を設置し、手指衛生を保てる環境を整備する。
- イ 各保育室のこまめな換気を心掛けると共に、空調や衣類による温度調節を含めて、温度湿度の管理に努める。
- ウ 保育室やトイレ等特に多くの子どもが手を触れる箇所は、一日2回以上清掃を行う等、環境衛生を良好に保つ。（清掃チェックリストの活用）
- エ 鼻をかんだティッシュや汚物、ペーパータオル等は定期的に回収し、密閉して室外で保管処理を行う。

2 教育・保育活動上の留意点

保育士等は、教育・保育活動を行う際には、健康観察を十分に行うとともに、園全体への感染症の拡大を防止するため、クラスを超えた活動はできるだけ控える。

(1) 園内活動

- ア 園児が遊びたくなる拠点の分散、園児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫をする。
- イ 園児が歌をうたう際は、できる限り一人ひとりの間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。

(2) 給食

- ア 給食の前後に消毒液でテーブルを消毒する。
- イ 配膳の際は、マスク・エプロン等を着用する。
- ウ 席の配置は、間隔を空ける又は対面して会食する形態を避ける等工夫する。

(3) 行事

※園の行事は、子ども達にとって季節や地域の風習を体感する機会であり、日常的な生活では得られない経験も多くできる貴重な機会である事から可能な限り行うことを前提とするが、園の規模や状況等により判断する。

ア 誕生会や食育集会等の行事については、クラスを分け、密集・密接を避け、長時間にならないよう配慮し出来る限り行う。

イ 遠足や消防署見学等の園外行事については、感染状況を考慮して延期もしくは中止とする。

ウ 運動会や生活発表会等の保護者が参加する行事については、感染状況を考慮して園児のみの参加とし、ビデオ撮影を行ったDVDを全保護者へ配布する等開催を工夫する。但し、保育参観については、沖縄県や豊見城市の定めるイベント（研修会等）ガイドラインを踏まえ、実施の可否について十分検討する。

エ 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、健診時の待機児が滞留しないよう工夫を行う。

なお、実施体制が整わない等の事由により、入園児及び毎年度2回実施（1回は6月30日までに行う）することが出来ない場合には、当該年度末日までの間に、少なくとも1回は実施する。その際は、園医（嘱託医）と相談のうえ、実施時期を検討する。

オ 避難訓練については、園児に避難指示・経路の確認が必要なため工夫して確実に行う。

カ マイクロバス（園バス）の使用注意

- ①社内の座席や手すりなど、運転手や園児等が頻繁に触れる箇所については、乗降後、こまめに消毒を行う。
- ②乗車時に、園児への手指消毒を徹底し、必要に応じマスクの着用を行う。
- ③エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行う。
- ④車内など密閉空間での会話を控えるよう園児に指導する。

(4) 保護者会

- ア 開催する場合は、当日説明する内容等を文書等であらかじめ保護者に伝え、短時間で開催する。
- イ 開催の際は、会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、30分に1回数分間程度換気を行う。
- ウ 総会についても実施の可否を十分に検討し、実施する際には、ア及びイの内容を徹底する。

3 登園の判断について

- (1) 医療的ケアが日常的に必要な園児及び基礎疾患等がある園児について
 - ア 医療的ケア児が在籍する園においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や園医（嘱託医）に相談の上、園長が個別に登園の判断をする。
 - イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い園児についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や園医（嘱託医）に相談の上、個別に登園の判断をする。
- (2) 海外及び特定警戒都道府県への渡航歴がある園児について
 - ア 国や地域を問わず、海外等から帰国した園児については、帰国後2週間は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。また、特定警戒都道府県へ渡航歴のある園児は、来沖した日の翌日から原則として2週間は自宅等で待機するものとし、2週間後、健康状態に問題が無ければ登園可能とする。
 - イ これらの場合の出欠の扱いは、欠席扱いとはせず、指導要録上も「出席停止・忌引等に日数」とし、備考欄には「集団感染予防のため」と記録する。
- (3) 感染症の予防上、保護者が園児を登園させなかつた場合について
新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が園児を出席させなかつた場合の出欠の扱いについては、欠席扱いとはせず、指導要録上も「出席停止・忌引等の日数」とし、備考欄には「集団感染予防のため」と記録する。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者との家族に対する偏見や差別に繋がるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。具体的には、園児同士で、感染症が流行している国や地域に関係している園児に対して感染しているかのように扱うことや、咳を

している園児を非難するような言動、保育士等が園児に対して感染者等を差別するような不用意な発言をする等、園生活の様々な場面で、偏見や差別に繋がるような行為が行われる可能性が考えられる。園児への指導だけでなく、保育士等も十分意識して日々の保育業務を行うようにする。

5 年間行事計画等の見直し（こども園のみ）

各こども園は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う登園自粛期間の3歳以上児の教育課程に係る実施できなかった活動を補うため、長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や見直しについて、保育こども園課と協議し、必要な変更を行う。

6 保育士等の健康管理

(1) 保育士等は、毎朝自宅で検温し、発熱等のかぜ症状がないか確認する。毎日、「検温及び健康観察シート」(別紙1)に記録し、園長は、記載内容を確認する。

(2) 保育士等は、発熱等のかぜ症状がみられるときは、決して無理せず自宅で療養すること。登園後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに園長に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意する。

(3) 保育士等が感染症又は濃厚接触者となった場合を想定した園運営体制について検討しておく。

(4) 保育所等は、手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着する。

(5) 保育士等は、勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避ける。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底する。

7 保育士等の勤務・服務

保育士等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、感染の疑いがある場合又は感染症対策に伴い、子の世話をを行うために勤務しない場合の服務上の取扱いについては、令和2年5月29日付「保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについて」のとおりとする。

(これまでに発出した通知一覧)

- * 「保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについて」
- * 「新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園等を行う場合の公定価格等の取扱いについて」
- * 「〇新型コロナウィルス感染症により保育所等が臨時休園した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて FAQ

II 登園自粛及び臨時休業編

1. 園児及び保育士等の感染が疑われる症状がある場合

園児の保護者又は保育士等に対しては、次のいずれかの場合、登園自粛を要請する。

(1) 園児

- ア 発熱（目安として 37.5 度以上）ある場合。
(発熱の判断をする際は、平熱に個人差があることについて留意する)。
- イ 鼻水や咳・かぜ症状等で心配がある場合。
- ウ 味覚や嗅覚にいつもと違う異常を感じる旨の報告があった場合。
- エ 強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難等）がある場合。

(2) 保育士等

- ア 発熱（目安として 37.5 度以上）ある場合。
(37.5 度未満であっても平熱より高い場合)。
- イ 鼻水や咳・かぜ症状等で息苦しさや倦怠感がある場合。
- ウ 味覚や嗅覚にいつもと違う異常を感じる場合。

2. 園児・保育士等及び保護者(同居家族含む)に濃厚接触者の疑いがある場合

(沖縄県警戒レベル2段階以上の措置を参考)

(1) 園児及び保護者（同居家族含む）の場合

- ア 園長は、当該園児を所管する保健所に、今後の対応を確認するよう事前に保護者に依頼する。
- イ 園長は、園児及び保護者（同居家族含む）から濃厚接触者の疑いがある旨の情報を得た場合は、保護者と今後の対応を確認する。
- ウ 園長は、当該園児を所管する保健所から特に登園自粛の指示がない場合は、園児の健康状態に留意し通常保育を行う。

(2) 保育士等（同居家族含む）の場合

- ア 園長は、当該保育士等を所管する保健所に、今後の対応を確認するよう事前に保育士等に指示しておく。
- イ 園長は、保育士等（同居家族含む）から濃厚接触者の疑いがある旨の報告を

得た場合は、当該保育士等と今後の対応を確認した上で、状況等が明らかになるまでの間、自宅待機を指示する。

3 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合含む）

（1）園児の場合

- ア 園長は、保護者から園児が濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、当該園児を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、指示を受けた期間の登園自粛要請を保護者に行う。
- イ 園長は、当該園児と感染者との状況について速やかに保育こども園課に報告する。また、その後の経過報告も隨時行う。
- ウ 園長は、当該園児の保護者に対し、他の保護者に濃厚接触者の発生と注意喚起の情報提供を行う旨の承諾を得た上で、他の保護者に周知する。周知の際は、個人の特定及び誹謗中傷等行わない旨の文言を添えて通知する。
- エ 園長は、他の園児及び保育士等の健康管理に努める。
- オ 園長は、当該園児がPCR検査の結果「陰性」が判明した場合は、その旨の報告も他の保護者に行い、周囲の不安を解消する。
- カ 園長は、当該園児を所管する保健所の指示に従い、登園日を決定する。

（2）保育士等の場合

- ア 園長は、保育士等が同居する家族の中に感染者がいる等、当該保育士等が濃厚接触者である旨を把握した場合は、当該保育士等の居住地域を所管する保健所に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、指示を受けた期間を休ませる。
- イ 園長は、当該保育士等と感染者との状況について速やかに保育こども園課に報告する。また、その後の経過報告も隨時行う。
- ウ 園長は、当該保育士等に対し、保護者に濃厚接触者の発生と注意喚起の情報提供を行う旨の承諾を得た上で、保護者に周知する。周知の際は、個人の特定及び誹謗中傷等行わない旨の文言を添えて通知する。
- エ 園長は、園児及び他の保育士等の健康管理に努める。
- オ 園長は、当該保育士等がPCR検査の結果「陰性」が判明した場合は、その旨の報告も保護者に行い、周囲の不安を解消する。
- カ 園長は、当該保育士等を所管する保健所の指示に従い、出勤日を決定する。

4 感染者が出了た場合

（1）園児の場合

- ア 園長は、当該園児について、治癒するまでの間、お休みさせる。
- イ 園長は、保育こども園課に速やかに報告する。（その後も隨時報告する。）

ウ 園長は、沖縄県・豊見城市（保育こども園課）と連携し、当該園児を所管する保健所の指示に基づき、当該園児が最終登園した翌日を起算日（1日目）とし、2週間休園する。

但し、医療従事者や介護従事者等、保護者が就労により家庭保育が厳しい世帯の園児については、園内消毒後、受け入れるものとする。

エ 園長は、当該園児を所管する保健所と相談しながら、濃厚接触者の特定と人數を把握する。

オ 園長は、当該園児を所管する保健所の指示に従い、園内の消毒を行う。

*5日間（ウイルス不活性化72時間及び園内消毒作業1～2日）

カ 保護者への周知について、感染者の個人情報に十分配慮した上で、

①現時点での休園予定期間

②休園中の健康観察とその連絡

③今後の連絡先や相談窓口

等についての情報提供及び要請を行う。

キ 感染者に対して、偏見が生じないよう、人権に配慮した対応が必要。また、休園に際し園児や保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウィルスについて正しい認識や感染症対策を含めた理解を深め情報提供を行う。

（2）保育士等の場合

ア 園長は、当該保育士等について、治癒するまでの間、休ませる。

イ 園長は、保育こども園課に速やかに報告する。（その後も隨時報告する。）

ウ 園長は、沖縄県・豊見城市（保育こども園課）と連携し、当該保育士等を所管する保健所の指示に基づき、当該保育士等が最終登園した翌日を起算日（1日目）とし、2週間休園する。

但し、医療従事者や介護従事者等、保護者が就労により家庭保育が厳しい世帯の園児については、園内消毒後、受け入れるものとする。

エ～キについては、（1）園児の場合と同様

（3）その他

感染者の有無に関わらず、沖縄県の警戒レベルや地域の実態に応じて、登園自粛や休業規模を判断する。

III 資料編

【沖縄県警戒レベル】

第1段階 【発生早期（散発発生期）】	入院患者 23人以下 新規感染者週 14人以下
①感染者 発生園 → 2週間の臨時休業(感染者が最終登園した翌日を 1 日目とする) ☆医療従事者や介護従事者等、保護者が就労により家庭保育が厳しい世帯の園児については、 保護者了承のもと、園内消毒後に受け入れ可能。 ②感染者 未発生園→通常通り	
第2段階 【流行警戒期】	
第2段階 【流行警戒期】	入院患者 54人以下 新規感染者週 37人以下
①感染者 発生園 → 2週間の臨時休業(感染者が最終登園した翌日を 1 日目とする) ☆医療従事者や介護従事者等、保護者が就労により家庭保育が厳しい世帯の園児については、 保護者了承のもと、園内消毒後に受け入れ可能。 ②感染者 未発生園→家庭保育の協力願い（可能な家庭）	
第3段階 【感染流行期】	入院患者 329人以下 新規感染者週 211人以下
①感染者 発生園 → 2週間の臨時休業(感染者が最終登園した翌日を 1 日目とする) ☆医療従事者や介護従事者等、保護者が就労により家庭保育が厳しい世帯の園児については、 保護者了承のもと、園内消毒後に受け入れ可能。 ②感染者 未発生園→登園自粛の要請	
第4段階 【感染蔓延期】	入院患者 329人以下 新規感染者週 211人以下
①感染者 発生園 → 2週間の臨時休業(感染者が最終登園した翌日を 1 日目とする) ☆医療従事者や介護従事者等、保護者が就労により家庭保育が厳しい世帯の園児については、 保護者了承のもと、園内消毒後に受け入れ可能。 ②感染者 未発生園→登園自粛の要請	

(参考資料)

- ・「豊見城市小中学校感染症予防ガイドライン(新型コロナウイルス感染症)」令和2年8月改訂
- ・「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第六報）」厚生労働省
- ・「保育所等における感染症ガイドライン（2018年）」厚生労働省
- ・「保育所等における保育の提供の縮小等の実施に当たっての職員の賃金及び年次有給休暇等の取扱いについて」 令和2年5月29日事務連絡 厚生労働省・内閣府
- ・別添 第2波、第3波に備えた警戒レベル指標の策定について

令和2年7月2日 沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部

他